

重度心身障害者(児)医療費助成の申請手続きが変更になります!



「自動償還払い」の流れ

平成31年4月1日
(受診分)から

①県内医療機関を受診
(歯科・調剤薬局含む)



○○市重度心身障がい者(児)医療費助成受給資格者証 (自動償還)		そらいろ	
事業番号	03	受給者番号	○○○○○○○○○(10桁)
受給者	住所		
	フリガナ		性別
	氏名		
	生年月日		
加入保険	被保険者氏名		
	保険者名称		
	資格取得年月日		
	有効期間		
	備考		
平成 年 月 日			
○○市長 印			



②受給資格者証(そら色)と
保険証を提示

対象者には3月中にそら色の
新しい受給資格者証が交付されます。



③医療費を病院
窓口で支払う

④約2か月後に指定の
口座へ振り込まれます



これまでのように役場窓口で領収書を提出する必要がなくなります。

※一部自動償還払いのできない医療機関があります。



【注意事項】

以下の場合はこれまで通り、北谷町役場、
福祉課窓口への領収書提出が必要です。

- 平成31年3月31日までに受診された場合
- 受給資格者証(そら色)の提示なしで医療機関等を受診した場合
- 自動償還を実施していない医療機関で受診した場合
- 医療費の自己負担額に未払いがあった場合 など

お問い合わせ ▶ 福祉課 障害福祉係 ☎098-936-1234(内線232・233)

